

## 野洲市新病院整備可能性検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方についての検討結果を踏まえ、今後の市民への医療サービス提供のあり方と本市が新病院を整備する可能性を検討するため、野洲市新病院整備可能性検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 野洲市が新病院を整備する可能性に関すること。
- (2) 野洲市における市民への医療サービス提供のあり方に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内医療機関の関係者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

### (委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員の中から委員長が指名した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

### (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成24年1月16日から施行する。

#### (この告示の失効)

2 この告示は、検討委員会が市長に第2条に規定する提言を行ったときにその効力を失う。